



いつもお世話になっております。事務所だよりの2月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

確定申告の時期になりました。今回は医療費について報告します。

医療費を支払ったときの確定申告

1. 医療費の負担はどこまでが対象か？

次のような医療費をあなたが負担した場合は、あなたが医療費控除を受けることができます。

- (1) 生活費を出し合って同居している親族の医療費(扶養親族でなくてもよい)
共働き夫婦の妻の分、二世帯で同居しているサラリーマンの息子の分、同居している甥の分
- (2) 入院中の父の医療費
ただし、生活費や療養費の仕送りが必要
- (3) 東京の大学に行くために別居している息子の医療費
ただし、生活費や学資金の仕送りが必要
- (4) 同居していた娘が結婚して別居することとなった場合の医療費
ただし、同居していた期間の医療費のみ

2. 医療費控除の対象となる医療費とは？

おおまかな例を取り上げてみます。下記を参照してみてください。

- (1) 対象となる医療費
診療・治療・出産のための診療費・治療費
診療・治療のための医薬品の購入(市販かぜ薬等も含まれます)
通院・入院のための交通費(バス・電車等はいつ、どこへ行くため等の明細を添付)
入院中の食事代、部屋代(治療以外のための差額ベット代は除きます。)
歯の治療代(容姿を美化する為の矯正費用は除きます。)
医師処方による治療の為の針灸・整体
寝たきりの方のおむつ代(医師発行のおむつ使用証明書が必要とされる場合もあります。)
専門の家政婦さんの付添費用
- (2) 対象とならない医療費
美容整形、病気予防(予防接種等)、健康増進のための医薬品や健康食品の購入費
人間ドックの費用(診断結果により異常が見つかった場合は対象となります。)
近視、乱視、老眼等の矯正眼鏡、コンタクトレンズ代
診断書の作成料
マイカー通院のガソリン代・駐車料金、出産のための里帰り旅費
入院見舞いのお礼、医師等への謝礼
親族に支払う療養上の世話の費用

3. 医療費から差し引かれる保険金等

下記の保険金等は、保険金などで補填される金額として医療費から控除されます。

つまり、医療費は実費としての負担部分のみが対象になります。

- (1) 健康保険からもらえる高額療養費、分娩費(ただし、これらは申請しないともらえません。)
- (2) 損害保険、生命保険から支払われる医療保険金・入院保険金

4. 間違いや記載の不備の多い事項です。

- (1) その年の領収書でないもの(昨年・来年)が含まれている。
- (2) 誰が、何の治療を行ったか、または何の治療のために購入した医薬品なのか記載されていない。